

# 資 料

- ・ 「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第3期 はびきのピーチプラン -」の策定について（諮問）
- ・ 羽曳野市男女共同参画推進審議会の審議経過
- ・ 羽曳野市男女共同参画推進条例
- ・ 羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則



羽市人第387号  
平成27年7月22日

羽曳野市男女共同参画推進審議会  
会長 井上 眞理子 様

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第3期 はびきのピーチプラン -」の策定について（諮問）

羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

## 記

### 1. 諮問する事項

「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第3期 はびきのピーチプラン -」（以下「第3期プラン」という。）の策定について

### 2. 諮問事項の説明

本市は現在、「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第2期 はびきのピーチプラン -」（以下「第2期プラン」という。）に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。第2期プランの期間が平成28年度までであり、第3期プランを策定するにあたり貴審議会のご意見をいただきたいと思います。

• 羽曳野市男女共同参画推進審議会の審議経過

平成27年度	開催日	審議内容
第1回審議会	平成27年7月22日	○男女共同参画に関する市民意識調査（案）について
第2回審議会	平成27年11月25日	○男女共同参画に関する市民意識調査報告（案）について
第3回審議会	平成28年2月22日	○男女共同参画に関する市民意識調査報告（最終案）について ○羽曳野市男女共同参画推進プラン策定にあたっての提言について ・提言に関する説明

平成28年度	開催日	審議内容
第1回審議会	平成28年8月4日	○羽曳野市男女共同参画推進プラン策定にあたっての提言について ・提言（案）についての意見
第2回審議会	平成28年10月17日	○羽曳野市男女共同参画推進プラン策定にあたっての提言について ・提言（案）についての意見
第3回審議会	平成29年2月8日	○羽曳野市男女共同参画推進プラン策定にあたっての提言について ・提言（案）最終調整

# ・羽曳野市男女共同参画推進条例

平成25年12月27日  
羽曳野市条例第35号

## (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 教育関係者 学校教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシャル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性的指向 人の恋愛又は性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいう。
- (6) 性同一性障害 生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有することをいう。

## (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市におけるあらゆる政策並びに民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動を対等に参画し、両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮すること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (7) 男女共同参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的動向に留意し、協調して行うこと。

## (市の責務)

第4条 市は、男女共同参画を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)と協働するものとする。

4 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

## (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

## (教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対する暴力(身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)を行ってはならない。

4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間のあらゆる暴力及び性的商品化を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(羽曳野市男女共同参画推進プラン)

第10条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として羽曳野市男女共同参画推進プラン(以下「推進プラン」という。)を定めるものとする。

2 市長は、推進プランの策定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等から意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進プランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、推進プランの実施状況等を公表しなければならない。

(広報啓発活動)

第11条 市は、男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(教育及び学習への支援)

第12条 市は、教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して積極的改善措置を講ずるものとする。

(意見等への対応)

第15条 市民等は、男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての意見又は苦情(以下「意見等」という。)がある場合には、市長にその旨を申し出ることができるものとする。

2 市長は、意見等の申し出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。この場合において、市長は、意見等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができるものとする。

(相談への対応)

第16条 市民等は、性別等によるあらゆる差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたとき又はそのおそれがあるときには、市長に相談の申し出をすることができるものとする。この場合において、市長は、相談の申し出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(男女共同参画推進審議会)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、男女共同参画の推進等に関する事項について調査し、審議するため、羽曳野市男女共同参画推進審議会を置く。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている羽曳野市男女共同参画推進プラン「第2期はびきのピーチプラン」は、第10条第1項の規定により策定され、公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3、4 略

# ・羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則

平成26年3月26日  
羽曳野市規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽曳野市男女共同参画推進条例(平成25年羽曳野市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、それぞれ条例で用いる用語の例による。

(意見等の申し出)

第3条 条例第15条第1項の規定による申し出(以下「意見等の申し出」という。)は、意見等申出書(様式第1号)により行うものとする。ただし、市長が意見等申出書の提出ができない特別な理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による意見等の申し出があったときは、市長は、その内容を記録した書面を作成するものとする。

(意見等の申し出に対する処理)

第4条 市長は、意見等の申し出を受けた場合は、速やかに当該意見等の申し出について処理を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による意見等の申し出があったときは、意見等の申し出の内容に係る施策の主管の部長(以下「主管部長」という。)に対し、意見等申出内容を通知するものとする。

3 市長は、意見等の申し出の処理を開始することを決定したときは、意見等の申し出に対する処理を開始する旨を意見等処理開始通知書(様式第2号)により申出者に通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、意見等の申し出が次に掲げる事項に該当する場合は、処理をしないものとする。この場合において、市長は、その理由を付して、意見等処理対象外通知書(様式第3号)により申出者に通知するものとする。

(1) 裁判所の判決、議会の議決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 明らかに私人間の争いであると認められる事項

(6) 条例又はこの規則に基づく羽曳野市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)委員の職務に関する事項

(7) 意見等の申し出に係る事実のあった日から起算して1年を経過している事項。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が処理することが適当でないと認める事項

(審議会による審査等)

第5条 審議会は、市長が意見等の申し出に対する意見を依頼したときは、速やかに、その施策についての審査等を開始するものとする。

2 審議会は、前項の審査等を行うに当たり、必要に応じて、申出者及び主管部長に対し、事情を確認することができる。

3 審議会は、審査等が終了したときは、施策に係る意見について市長に報告するものとする。

(是正の指示等)

第6条 市長は、前条の意見を踏まえ、男女共同参画の推進に影響を及ぼしていると判断したときは、主管部長に対し、当該施策の是正の指示等を行うものとする。

2 前項に規定する是正の指示等を受けた主管部長は、指示等による適切な措置を講じるため、処理方針を作成し、市長に報告しなければならない。

(中間報告)

第7条 市長は、前条第2項の処理方針に基づく是正の処理に期間を要すると判断したときは、速やかに意見等処理中間報告書(様式第4号)により申出者に報告するものとする。

(処理結果の報告)

第8条 是正の指示等を受けた主管部長は、処理方針に基づく処理の結果を市長に報告するものとする。

(処理結果の通知)

第9条 市長は、前条の処理の結果の報告を受けたときは、その結果を速やかに意見等処理結果通知書(様式第5号)により申出者に通知するものとする。

(意見等の申し出の処理状況等の公表)

第10条 市長は、毎年度1回、意見等の申し出の処理状況について、公表しなければならない。

(男女共同参画推進審議会の職務)

第11条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

(1) 羽曳野市男女共同参画推進プランの策定、変更及び進捗管理に関すること。

(2) 意見等の申し出に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進等に関すること。





(組織)

第12条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満としないようにしなければならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関又は団体の構成員

(3) 市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 前項第3号に規定する委員は、公募により選任するものとし、その公募及び選任に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第13条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせ、若しくは説明させること又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第15条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査又は審議の状況若しくはその結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の運営については、第13条第3項及び第4項並びに前条の規定を準用する。

(守秘義務)

第16条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第17条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(運営)

第18条 審議会の運営は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、市民人権部人権推進課において行う。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(羽曳野市男女共同参画推進協議会規則の廃止)

2 羽曳野市男女共同参画推進協議会規則(平成25年羽曳野市規則第23号)は、廃止する。